

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』 はシフト制の方等や、短時間休業も対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。

$$\underbrace{\text{休業前の1日当たり平均賃金}}_{\text{① 1日当たり支給額 (11,000円が上限)}} \times 80\% \times \left(\underbrace{\text{各月の日数 (30日又は31日)}}_{\text{② 休業実績}} - \underbrace{\text{就労した日数 (労働者の事情で休んだ日数)}} \right)$$

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

- ① 令和2年10月1日～令和3年2月28日に、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者**
 - ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方
- いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象となります。

※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。

- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

その他、休業支援金に関するQ & Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト（下記URL）に掲載しています（「休業支援金」等で検索ください）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

